

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日: 2025年8月13日

②施設・事業所情報 (2025年7月現在)

那覇市認定こども園 金城こども園	種別: 幼保連携型認定こども園 (公私連携)	
代表者名 理事長 宮里 美代子 園長 石原 香	定員 (利用人数) : 80 (86) 名	
所在地: 沖縄県那覇市金城4丁目3番地1		
TEL : 098-858-7020	ホームページ:	https://www.kanagusuku-kodomoen.com
【施設・事業所の概要】		
開設年月日: 平成30年4月1日		
経営法人・設置主体 (法人名等): 社会福祉法人 オレンジ会		
職員数	常勤職員 : 17 名	非常勤職員 : 5 名
専門職員	(専門職の名称)	
	保育教諭 14名	栄養士 1名
	調理師 2名	子育て支援員 2名
施設・設備の概要	教育・保育室 (冷房完備)、園庭、調理室、防犯ベル・安全監視カメラ、警備システム、事務室兼保健室、休憩室兼図書室	

③理念・基本方針

理念: 「共に育て、共に育つ」

- (園児) 家庭的な雰囲気の中で、生活や遊びをはぐくみ集団の中の個を大切にする
- (保護者) 子どもを通して、家庭と園が三位一体となって、共に育てあい育ちあう中で、信頼関係がしっかりと構築され、子育ての喜びを共に味わう
- (職員) 園の掲げる保育目標をスタッフ全員が共通理解し、高い専門性や役割分担のチームワークの深まりで、職場を愛し意欲的に働く組織でいたい
- (地域) 地域・行政の方々に支えられたり刺激を受けながら、地域への働きかけ等を積極的にい地域を愛し地域から愛される園でありたい

基本方針: 一人一人に合わせた安心・安全で衛生的な教育保育を行います

①基本的生活習慣の自立

自立に向けて、食事・着替え・排泄・片付け・清潔等を一人一人に合わせて身の回りのことを進めます。自らできた事を、褒めたりし、意欲や自信へと繋げます。

②子ども自ら遊びを見つけて、もっと遊びたいと思える環境作り

自分の手で動かして遊ぶ玩具が原点です。発達に合わせたおもちゃを用意し、操作性のある安全なおもちゃをつかい、自ら遊びを選択し、考え・工夫し遊びこめるコーナー保育を実施します。

③健康な身体作りや食育に力を入れ、体験活動や感性の発達を促す

各年齢の発達にあった身体を動かす遊び (園外保育・運動遊び・リズム遊び) を取り入れ健康な身体作りを目指します。

食育・栽培活動を通して様々な食材に触れ、匂い・色・形など五感を刺激しながら、食

に興味を持ち、食べることを楽しむ環境作りに取り組みます。

④豊かな沖縄の自然や文化に触れながら、地域との繋がりを大切にする教育保育
豊かな自然と遊びを大切に、おきなわ独特の文化（エイサー・わらべ歌）に親しみをもち、地域の行事にも積極的に参加します。

⑤小学校へのスムーズな橋渡し
「生きる力」（生活する力・学ぶ力・関わる力・工夫し考える力）が育つ活動に取り組むことが、学習の基礎に繋がります。
健康な心と身体、生活習慣を身につけ、身近な環境に積極的に関わります。

④施設・事業所の特徴的な取組

金城こども園は、近隣に大型商業施設や幹線道路等がある利便性の高い地域に立地している。園舎は小学校・中学校・高校等がある文教地区であり、大規模公園も隣接し、緑豊かな環境となっている。法人は地域の子育て支援に寄与するために認可外保育園を設立し運営、平成19年に社会福祉法人を設立し、認可保育園を開設した。平成30年に市立金城幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園として市から委託を受けて開設し、8年目となっている。その間に2回の第三者評価を受審し、園の教育・保育の質の向上に取り組んできた。現在法人は、幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園・認可保育所・放課後児童クラブの事業を実施している。
また園では、子どもの自主的な活動の促進に加え、職員のノンコンタクトタイムの確保等を目指し園舎の環境整備にも取り組んでいる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2025年3月15日～2026年11月12日
	2025年11月12日（評価結果確定日）
受審回数 （前回受審時期）	3回目 （前は令和3年）

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

1) 人事評価システムを構築し活用している。

法人には、専門職毎に人事評価規程・評価基準表が策定されている。ステップ毎に「期待する職員像」が明記され、評価基準が詳細に定められている。職員は、評価基準に基づいたチェックシートで自己評価を行い、その結果を基に園長と個人面談を行う。面談時には、自己評価を踏まえた課題と目標を設定し、次回の面談時に評価を行い面談結果等を踏まえて、人事考課が行われている。又、面談等を通して職員個々の資格取得状況や研修受講状況等を把握し、個々に応じた「職員研修計画」を策定している。「求められる職員像」は、階層別に明記され、課題が明記されている。園の人事評価システムが構築・運用され、働きやすい環境と教育・保育の質の向上に寄与している。

2) 様々なマニュアルを整備し、日頃の業務で活用できるよう周知に努めている。定期的な見直しが行われ、実践的でわかりやすい内容への努力が図られている。

こども園では、「私たちの教育・保育」と題した法人作成の指針をもとに各種のマニュアルを作り上げている。マニュアルは教育・保育の各分野にわたる内容で園内研修等を通して周知を図り、標準的な実施方法を浸透させるように努めている。職場の状況に応じ、定期的に職員の意見を取り入れわかりやすい内容へと見直しが行われている。例えば事故防止マニュアルにおいては各年齢ごとに発生しやすい事故の例等を挙げ、観察ポイントを明記する等、職員が活用しやすい内容へ工夫されている。見直した所や変更時期についても記載を行うよう統一した対応が行われている。

3) 園内スペースを有効に活かし、子どもの動線を踏まえた設備や遊具の配置に工夫を凝らし、主体的な活動を促す環境構成を実現している。

園舎全体を有効利用した環境づくりに取り組んでいる。製作活動も一斉活動に偏らず、自由遊びの中で子どもが自ら考え取り組めるよう工夫している。園内には多様なコーナーを設け、発達に応じた玩具や教材を配置し、保育者の援助を通じて自発的な遊びを支えている。また、屋外・室内を問わず体を動かす機会を確保し、リズム遊びや運動遊びを通して楽しさを伝えることで、日常的に体を動かす遊びにつなげている。さらに、季節の自然や植物の栽培を取り入れることで、関心を高め主体的な活動へと導いている。子どもの気持ちや動線を考えながら、主体的な活動を促す教育・保育の環境構成を実現している。

◇ 改善を求められる点

1) 子育て支援事業のより一層の充実と、認定こども園の機能強化に向けた更なる活動の拡充が期待される。

地域との関わりとして、ホームページやパンフレット、園庭開放、掲示板を通じた情報提供を行い、入園や就学相談にも丁寧に対応している。また、地域清掃や行事参加を通じて住民との交流を深めているが、認定こども園の特性を活かした保護者支援は在園児に留まっており、今後は地域の子育て世帯や関係団体ともつながる「地域に開かれた子育て支援拠点」としての活動の拡充が期待される。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

このたびは、第三者評価を通して当園の教育保育活動を客観的な視点から評価いただき、誠にありがとうございます。

日々の教育保育の中で大切にしている「環境を通し、集団の個を大切にした関わり」「職員が意欲的に働く組織体制」などについて高い評価をいただき、大変励みになりました。これらの点は今後も持続し、より質の高い教育・保育の提供ができるよう職員一同努力して参ります。

第三者評価において、「地域に開かれた子育て支援拠点」としての活動をさらに拡充していくことへの期待をいただきました。

当園ではこれまでも、園庭開放や子育て相談、地域行事への参加等を通して、家庭や地域と繋がりをもって参りましたが、改めて地域における役割の重要性を再認識いたしました。

今後は、小学校、地域保育園との連携も持続しつつ、地域児童館との繋がり、子育て応援DAYなど、新たな活動を実行し、地域に開かれた施設運営を目指して参ります。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評価項目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
評価機関	理念・基本方針は、法人・園独自に策定され、事業計画・入園のしおり・パンフレット・ホームページに記載されている。こども園の理念は3つの法人理念を基本に、園児・保護者・職員・地域の4つの項目が提示されている。職員については年度初めの全体研修会や毎月の職員会等、折に触れ周知に努め、職員の行動規範の礎に位置づけている。保護者についてはプレゼンテーションソフトで資料を作成し、入園説明会や各クラスの懇談会での説明時に活用している。	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
評価機関	令和7年に策定された第3期市こども計画・子育て支援事業計画を読み込み、市内の子育てを取り巻く現状と課題を把握している。法人園長会や市のこども園園長会に参加し、課題の分析と解決策を検討している。法人内で毎月開催される事務会に参加し、コスト分析や経営環境について把握している。園のリーダー会で概要を報告して、情報の共有と検討を行っている。	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
判断基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
評価機関	令和6年度の保育士配置基準の改定に伴い、定員変更を行った。今年度は定員を充足している。国の配置基準・地域の児童数の変遷を分析し、経営環境の課題や問題点を明確にしている。年に1回の監事監査と年に3回の理事会で、現状や課題について報告することで役員間での情報共有を行っている。園長は、毎週実施されるリーダー会で監査報告・理事会報告を行い、経営状況や課題について共有を図っている。	

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
評価機関	園の中・長期計画は、5年間の期毎に策定している。現在は、令和4年度から8年度の計画が策定されている。今期の計画においては、園の理念実現のための園舎の老朽化に伴う建替えが重要課題として明記されている。今期は建築費高騰の影響があり、市との調整・検討を行っている段階である。建替え工事に伴う課題について年度ごとの課題を明確にし、実行計画を策定している。実行計画は4期毎の振り返りを記載し、実施状況の評価が行えるように工夫している。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
評価機関	中・長期計画を踏まえた概要が、今年度の事業計画に明記されている。園舎建替えに伴う、保護者・地域への理解を得るための取り組みが記載されている。地域の児童数の減少等の課題や設備・人材育成・教育内容等が網羅されている。単年度の実行計画は、4期毎の振り返り欄を設けて評価を行っている。その結果を具体的な改善に取り組む仕組みが構築されている。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
評価機関	単年度の事業計画策定時には、リーダー会で作成した案を職員会で検討して策定している。年度の事業報告の作成については、職員全体で取り組んでいる。作成時に明確になった課題を抽出して、事業計画に反映している。単年度の課題についての実行計画を、4期毎に振り返ることで評価し、必要に応じて見直しを行っている。	

評価項目		評価結果
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
評価機関	入園時に配布される入園のしおり、毎月発行される園だより等の資料には、事業計画の概要を記載している。入園説明会や保護者会などでは、プレゼンテーションソフトを活用し作成した資料をプロジェクターで投影して説明を行っている。その際に使用する写真や動画などは、在園児のデータをできるだけ使用し、保護者の興味関心を引き出す工夫を行っている。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
評価機関	教育・保育内容の質の向上のために、全体的な計画や月案・週案・日案等の作成については、パソコンへの入力作業時間を確保し、入力したデータを職員間で共有している。作成した計画は実施・評価・改善を記載する仕組みがあり、PDCAサイクルを整備している。年に1回の自己評価・学校評価を実施し、結果をホームページ・玄関掲示・ICT業務支援システム等での配信等を行っている。第三者評価の受審後は、課題を明確にして職員間で共有して改善に取り組んでいる。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
評価機関	保護者アンケートの実施結果は、ホームページで公表している。保護者からの自由記述の意見に対して、園としての回答を適宜記載している。アンケート結果は、リーダー会・職員会で共有して回答案を作成し公表している。そのプロセスで抽出された課題を職員間で共有し、改善策の検討を行っている。実施に向け役割を分担して行う仕組みを構築している。職員の自己評価・受審した第三者評価の結果については、ホームページに結果を公表するとともに、職員会議で共有・検討、課題を明確にして各担当部署で改善計画を策定し事業運営に反映する仕組みを構築している。	

評価項目		評価結果
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
評価機関	園長は、中・長期計画や事業計画の策定に際して、自らの園経営・管理に関する方針と取り組みを明確にしている。園だよりには園長名を記載し、文責を明確にする等、役割と責任について表明している。園運営規程には、職務分担表・園運営組織と園務が記載され、園長の役割と責任についても文書化され職員へ周知されている。園長不在時の権限委任等については、園職務分掌の副園長の役割に明記されている。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
評価機関	園長は、法人園長会・市こども園園長会や各種研修会・勉強会に参加し、遵守すべき法令等について学びを深めている。遵守すべき法令については一覧表を作成し、職員間で共有している。法人の経理規程を遵守し、利害関係者との関係保持に努めている。特に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」については、解説書を常時携帯し疑問点を解決する際に活用している。さらに、「児童福祉法」「こども基本法」をはじめとした子どもに関する法律や環境への配慮等の法令等について把握する取組を行っている。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
評価機関	園長はICT業務支援システムを活用し、入力された月案・週案・日案の計画・評価を定期的に確認している。必要に応じ、担当職員に聴取・指導を行っている。保育参観や個人面談で聴取した保護者の意向について、担当職員からの報告等を基に評価・分析を行い、抽出した課題を職員と共有している。職員の個人面談や職員会で収集した意見や提案を、行事計画や次年度の事業計画の策定に反映している。職員の研修については、「職員年間研修計画」を策定し、個人面談等で把握した課題解決に向けた研修受講を推奨している。	

評価項目		評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
評価機関	園長は毎月開催される法人事務会に参加し、経営の状況や課題改善に向けた人事・労務・財務等の分析・検討に参画している。職員の働きやすい環境整備のため、人員配置を整備し、教育・保育以外の業務に専念するノンコンタクトタイムを確保している。今年度から「ステップ4会議」の名称で幹部会議を開催し、更なる経営・業務改善に向けて取り組んでいる。	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
評価機関	法人理念には「職員」に対する項目が設けられており、人材の育成に関する方針が示されている。必要な人材・人員体制については法人内で共有しており、保育士養成校への説明会等を実施して効果的な人材確保に取り組んでいる。保育士配置基準の改正等、国の指針に基づいた人員体制の確保、専門職の配置に取り組んでいる。	
15	総合的な人事管理が行われている。	a
判断基準	a 総合的な人事管理を実施している。	
	b 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c 総合的な人事管理を実施していない。	
評価機関	法人には、専門職毎に人事評価規程・評価基準表が策定されている。ステップ毎に「期待する職員像」が明記されている。評価基準は詳細に定められており、明確に示されている。職員は評価基準に基づいたチェックシートを用いた自己評価を行い、その結果を基に園長と個人面談が実施されている。面談時には自己評価を踏まえた課題と目標を設定し、次回の面談時に評価を行っている。面談結果等を踏まえて、人事考課が行われている。	

評価項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
評価機関	園長は面談等により職員の意向を把握し、法人園長会で提起・検討している。「働きやすい職場環境」の整備の一貫として、完全週休2日制とノンコンタクトタイムを導入した。有給取得や勤務時間等については、園長は毎月出勤簿の確認、時間外勤務の集計等で把握している。ワークライフバランスについての取り組みは、法人全体で育児休業の取得・短時間勤務等に対応している。人材定着に向けて、園長は個人面談や日常のコミュニケーションの確保等、環境づくりに取り組んでいる。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
評価機関	人事評価規程のステップに応じた「期待する職員像」が明記されており、職員には個々のステップの課題と目標が明確に示されている。目標達成のための自己評価・個人面談が実施されている。年度途中には進捗確認の機会が設けられ、個々に応じた「職員研修計画」を策定するなどPDCAサイクルの仕組みが構築されている。法人内異動についても、職員の意向や成長段階を踏まえて実施している。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
評価機関	こども園研修計画には、「求められる職員像」として階層別に、職員像・研修課題が明示されている。研修課題には、専門技術等の習得目標が明記されている。「職員研修計画」が策定され、計画に沿って、園内研修の実施、園外研修の受講等を推奨している。個々の計画については、定期的な個人面談等を通して、課題・目標等を確認し適宜見直しを行っている。	

評価項目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
評価機関	職員個々の資格取得状況や研修受講状況等を把握し、個々に応じた「職員研修計画」を策定している。「求められる職員像」は階層別に明記され、研修課題が明示されている。新任教諭については個々の研修課題に基づき、配置クラスの担当者を中心にOJTを実施している。「求められる職員像」に示された階層別の研修課題や、キャリアパスに応じた研修受講を推奨している。当園は3歳以上児が対象となっているため、姉妹園の乳児クラスで3日間の研修を実施し、養護についての理解を深める機会となっている。	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
評価機関	今年度の実習生受け入れは2名を予定している。毎年度3～5名を受け入れている。実習生は卒園児が中心となっていて、実習生の卒業後に就職につながるケースがあった。実習期間中も指導案の指導を行うなど、指導者に対しても日々の振り返りの機会を設けている。実習生の受け入れについては、「実習教育マニュアル」が整備され、事前に学校側と情報共有し、実習生個々について「実習プログラム」を作成して指導を行っている。	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
評価機関	こども園のホームページやパンフレットにて、園の理念・基本方針等が紹介されている。ホームページでは事業報告や決算書類、意見箱の受付状況、自己評価・第三者評価結果がわかりやすく公開されている。法人として実施する相談事業のチラシを近隣の福祉センターに設置、市には子育て支援事業の周知を行っている。	

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
評価機関	園内・法人内の職務分掌を定め、教育・保育計画や運営規程等に掲載している。経理規程により事務取引に関する取り決めがなされ、出納役と会計責任者が設置されている。事業所ごとに事務員を配置、法人内の事務員会議にて、理事長参加にて月次報告や年間の累積報告等が行われている。監事監査が年1回実施されている。外部の公認会計士や社会保険労務士からの助言等を受け、経営改善に努めている。	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
評価機関	地域との関わりについては、基本理念や事業計画に園の基本的な考え方が記載されている。玄関に掲示板を設け行政や諸団体等からの資料や地域の情報を掲示したり、チラシを配布したり、保護者が自由にとれる場所に置いている。月に1回園の周りを5歳児が清掃活動をし、近所の方との交流がある。また、今年度は新型コロナウイルス感染症の流行以来久しぶりに地域の金城まつりで参加依頼を受け、職員や保護者の協力を受けながら5歳児が参加した。	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
評価機関	ボランティアの受け入れについては「ボランティアマニュアル」があり、園としての基本姿勢が明記されている。3月の卒園式には民生委員の方々から卒園生への手作りのプレゼントがあり、園は民生委員の会長を招待した。ボランティアの開始前には申請書を提出してもらい、子どもとの関わり方や個人情報の厳守についての研修を行っている。中高生の職場体験インターンシップ(就労体験)や実習生も受け入れを行っている。	

評価項目		評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
評価機関	行政機関や近隣の医療機関、関係機関等のリストを作成し、個々の子どもや保護者へいつでも対応できるようにしている。また、職員へは関係機関リストを説明し、確認できる場所に保管している。小学校就学前の引継ぎは文書化し、月1回の巡回相談等の連絡会を行っている。家庭での不適切な養育を発見するための対応については「虐待マニュアル」があり、関係機関との連携が示され、情報共有がなされている。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	a
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。
評価機関	園長は、法人園長会や事務会議には毎月参加し、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。近隣の小学校校長と月に1度の情報交換を行っており、福祉ニーズ把握の機会となっている。支援センターの巡回相談(年2回)は事前に申請し、こども園内で相談に取り組んでいる。地域の自治会や民生委員等の定期的な会議に参加したり、こども園の持つ機能を地域に還元したり地域のニーズや生活課題等を把握するための取り組みを行っている。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
評価機関	月に2度「オレンジの友」と称し、理事長が大人の雑談広場や子育て相談の場を設けている。那覇市が定めた子育て応援DAYとしての園庭開放を行い、園見学は個別に日程を調整して行っている。小学校と連携し、こども園周辺に防犯灯を設置した。園周辺のコンビニや商業施設、モノレール駅等のイベントへ依頼を受けて参加している。また災害時には近所の方が避難してくることを想定はしている。今後は、こども園の専門的な情報やノウハウを地域に還元するための積極的な取り組みが望まれる。	

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
評価機関	子ども一人ひとりの人権を尊重した理念・基本方針、教育・保育目標や「私たちの教育・保育マニュアル」等に具体例も記載され、年度初めに職員研修を行っている。それを「月案」「週日指導案」「個別支援計画(支援児)」に反映している。全国保育士会発行の人権擁護チェックリストを活用し、振り返りを行っている。保護者への周知は入園のしおりの説明会や個人面談で行っている。行事等において子どもの好む衣装を選ぶように配慮する等、性差への先入観を持たせないようにしている。また、子どもへはさん付け呼称で統一している。	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
判断基準	a 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
評価機関	「プライバシー保護(子どもの羞恥心に配慮)マニュアル」があり、研修で周知している。着替えの際は部屋内の空間で男女に分け、外部から見えないようにカーテンを閉めている。また、全裸にならないような着替えの仕方を子どもに指導している。トイレは男女別ではないが、扉はついており、子どものプライバシーを守れるようにしている。プライバシー保護に関することは、保護者への入園説明会や個人面談で説明している。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
評価機関	ホームページには写真や説明文を入れ、わかりやすい表現に努めている。希望者には園のホームページに記載されている資料を配布している。また、ブログでも園の活動を写真付きで発信している。見学は事前に連絡をもらい、パンフレットを用いて説明している。パンフレット・入園のしおりはその都度(定員変更時等)や年に一度見直しをしている。現在は一年前からの見学希望や入園申し込みも行っている。	

評価項目		評価結果
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
評価機関	入園のしおりには園での教育・保育の内容や健康管理、保護者との連携や緊急時の対応方法等について詳細に記載されている。重要事項説明書には苦情対応方法やその他の事項が明記されている。5歳児は遊びの終了時間を自ら決め、見通しを持った活動を促している。保護者にはブログやメール等で周知している。認定区分の変更や短時間への変更等があった場合、保護者の状況に合わせて説明している。また、支援児やアレルギーのある子の保護者に対しても個別に説明を行っている。	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
評価機関	入園時・退園時のマニュアルがあり、転園等の際にも活用されている。こども園の変更や小学校への進級時にはこども園指導要録を作成・送付し、スムーズに引継ぎを行うなど教育・保育の継続性に配慮されている。また退園後の相談窓口を設定しており、卒園式等で内容を説明し、その文書は保護者に配布している。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
評価機関	子どもの満足については、朝の集まり・帰りの集まりや日々の教育・保育の中でも把握するように努めている。各クラス担当と子どもが一对一で話をする時間を週1回、10分程度作るようにしている。保護者との個人面談を年4回実施、希望者にはさらに機会を設けている。保護者会は毎年組織され、総会や親子レクリエーション等を開催、職員が全員で参加している。要望・意見については職員会議やクラスミーティング等で検討され、具体的な改善が行われている。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c 苦情解決の仕組みが確立していない。	
評価機関	苦情解決体制は子ども・保護者が利用する玄関の外壁に掲示、重要事項説明書に記載し保護者へ説明・配布されている。毎日の登降園時や面談時等に要望・意見を受けた際には、記録をとり経過が追えるようにしている。苦情や意見への回答は了解を得た上で園だよりに掲載、ホームページで1年間は公開している。年度末には匿名での保護者アンケートを実施し、意見があった場合には内容を検討し、質の向上を目指す取り組みを行っている。	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
評価機関	保護者に対しては、4月の懇談会や年2回の面談時等を通じ「いつでもお声かけください」と伝えている。入園のしおりに「些細なことでもお伝えください」と記載し、説明している。一対一での面談には職員室を使い、意見を述べやすい環境づくりに配慮している。	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
判断基準	a 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c 保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
評価機関	日頃から保護者への声かけや個人面談の席等を通し、意見を述べやすい体制づくりに努めている。意見箱は子ども・保護者が利用する玄関横に設置し、利用しやすい環境になっている。要望内容を検討する必要がある場合にはその旨を伝え、午後のミーティングや法人への相談を行い、1週間以内には返答するようにしている。「苦情マニュアル」が整備されており、内容を職員へ周知し、定期的に見直すようにしている。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
評価機関	安全・保健衛生担当者が設置されており、担当者を中心に安全管理体制を整備している。園内でのヒヤリハット事例は記入シートを使って週1回ほど提出を促し、職員室に掲示し周知している。月末には記入シートからグラフを作成し、事故(インシデント)事例も含め全体会議で要因分析と対策検討、発生傾向の分析を行い、職員へのフィードバック・エンパワメントに努めている。県内外での事故事例の報道があった際には、職員への周知を行っている。「事故防止マニュアル」には、各年齢ごとの子どもの姿から予想される事故事例が記載され、職員への周知を図っている。マニュアルの見直し時に追加された箇所は字体を変える等、わかりやすく表示されている。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
評価機関	「危機管理マニュアル」「感染症マニュアル」「保健衛生マニュアル」が整備され、責任者を園長と定め管理体制が定められている。マニュアルには代表的な感染症・食中毒の発生時の具体的な対応方法が記載されている。マニュアル内容は職員へ周知、内容について定期的に見直しを図っている。子どもには適切な手洗い・うがいの方法等について日頃から指導を行っている。感染症が発生した際には玄関に設置したボードに掲示し、複数の種類が発生した場合はICT業務支援システムにて保護者へ周知している。	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
評価機関	「危機管理マニュアル」「大規模災害発生時における園児の引き渡しマニュアル」「BCPマニュアル」が整備され、職員ミーティングで周知を図っている。こども園の立地から想定される災害時の対応について記載され、消防との連携や市の防災訓練に参加している。保護者が参加する引き渡し訓練を年1回開催、通常の送迎時に引き渡しカードを元に確認している。カードには災害時の対応について概略を記載、保護者にはマニュアルも渡し説明を行っている。同法人の園長が学校評議員を務めており、災害時の備蓄等について地域への情報提供がなされている。備蓄の保管場所に一覧表を掲示し担当職員が管理、賞味期限のチェックを行い、ローリングストックにより子どもが試食する機会を作っている。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
評価機関	標準的な実施方法については「わたしたちの教育・保育」と題した法人作成の文書を中心に、教育・保育の様々な側面にわたるマニュアル集としてまとめられている。電話対応の方法や子どもの権利、保護者との関わり等の基本的内容をもとに活用・発展させ、職員の入職や諸研修の際、職員会議において周知を図っている。さらに、実際の教育・保育の場面を想定した周知方法を工夫したり、振り返りを会議で行ったりしている。マニュアルの周知や確認については押しつけにしないように配慮している。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
評価機関	マニュアルの見直しについては、目次に年1回と記載されている。各マニュアルには改定された日付の記録がなされている。新型コロナウイルス感染症の流行時、感染症マニュアルにマスクの着用を追記した際、指導計画を変更している。熱中症対策が強化された近年では、登園後開始していた朝の会が、夏場は園庭遊びの終了後に開始されることが1日のスケジュールとなり、マニュアルと計画との連動が意識されている。マニュアルの検証時は職員の見解等を反映し、改定につなげている。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
評価機関	全体的な計画、年間計画・月案、週案に教育課程も含め、主幹保育教諭が作成を指導し最終責任者を園長としている。入園以降も発達記録をとり個別のアセスメントを実施する他、個別指導年間計画を要する子どもの場合には別のマニュアルにより計画を作成、市の巡回相談や特別教育就学申請へとつなげている。個別計画を作成する際、保護者には個別面談以外に席を設けて希望等を確認し説明を行っている。外部のサービス等に通所している子どもについては、相談支援専門員や事業所との情報交換を行い相互に計画内容をやりとりしている。支援に注意を要する状況が見られる場合は、市の関係機関等と連携し見守りや状況報告を行うことがある。	

評価項目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
評価機関	指導計画は見直しの時期が種類ごとに決められ、マニュアルに記載されている。子どもの疾病が判明した際や感染症発生、津波注意報等の発令時などに指導計画を変更することがあり、職員会議により全体周知を図っている。各指導計画は定期的実施評価を行い、次の作成へとつなげ、様式上で変更箇所を色分けするなどの見やすい表示に工夫されている。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
評価機関	入園時や進級時に保護者に記入依頼する児童票等の記録様式は統一されている。子どもの発達状況を複数の職員で確認し、数か月ごとにICT業務支援システムに入力している。記録内容については、主幹保育教諭と園長により月1回ほど確認し、追記・変更を促すことがある。月1回の全体会議やリーダー会の他、午後やノンコンタクトタイムに短いミーティングを行い、管理職からの情報伝達と職員からの意見聴取を実施している。各クラスにタブレット端末を1~2台設置し、出勤後にはICT業務支援システム内の記録を確認、申し送りや子ども・保護者の状況、見学希望者の有無等を把握することを習慣づけている。	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
評価機関	記録の管理責任者は、「わたしたちの教育・保育」の他に個人情報保護規程が整備され、園長が責任者となっている。規程では保管方法と保存期限が定められている。規程内容について定期的に職員への周知を図っており、見直しによりSNS利用時の注意点等が加筆されている。個人情報管理に関するインシデントが発生した場合には内容を検証し、適切な管理方法について見直しする機会を作っている。保護者への書類等はダブルチェックを行ってから手渡すようにしている。保護者に対しては、重要事項説明書の説明時に個人情報保護に関する取り組みを周知し、個別で同意を行っている。	

		評価項目	評価機関
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育		
	A-1-(1) 子どもの権利擁護		
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
		b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
評価機関	園では、「不適切な保育発生時の対応マニュアル」、「虐待防止マニュアル」、「生命の安全教育」に基づき、年度初めの法人研修や園内研修で職員の共通理解を図っている。園児の人権を尊重し、強要・罰の付与・脅迫的な言動や差別的な関わりを排除した教育・保育を実践している。また、全体ミーティングやクラス会議において事例を検討しマニュアルを確認するとともに、「隠さない」「嘘をつかない」誠実な対応を基本に、職員間で気づきを伝え合える関係づくりに努めている。さらに園児の身体や心情、保護者の様子に日々留意し、虐待の早期発見につなげている。		
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成			
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成している。	a
	判断基準	a	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。
		b	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。
		c	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。
評価機関	全体的な計画は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、園の理念や教育・保育目標に基づいて作成され、養護と教育の各領域を総合的に考慮している。さらに、園児の発達過程や家庭状況、教育・保育時間を考慮するほか、県外からの転勤者が多く中途入園児に対応するため、文化の違いや習慣、遊びなど園児に合わせて無理なく過ごせるよう計画及び教育・保育に工夫をしている。計画の策定にあたっては、園長を中心に策定を行い職員へ周知を行っているが、職員の参画を積極的に行い、定期的な検討及び見直しの取り組みを期待したい。		
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
		b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
		c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
評価機関	感染症対応マニュアルに基づき、日々の換気・室温管理や衛生管理を徹底し、朝夕には環境チェックリストで確認をするほか、学校薬剤師による照度・騒音・アレルゲン検査を実施し、適切な教育・保育環境を維持している。環境面では、木製の家具や椅子を配置し、温かみのある雰囲気を整え、安心してくつろげる空間を確保している。さらに食事と睡眠の場を分け、午睡には静かな部屋を使用するなど、園児が落ち着いて生活できる環境に配慮している。加えて、毎日の清掃や安全点検を実施し、幼児用洋式トイレを整備することで、利用しやすく清潔で安全な環境づくりを推進している。		

		評価項目	評価機関
49	A④	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。
		b	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。
		c	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。
評価機関	<p>入園時面談や送迎時の情報をもとに、家庭環境や生活リズム、発達の状況を把握し、計画的に教育・保育を実施している。保育教諭は一人ひとりに寄り添い、遊びを通して信頼関係を構築し、安心して自己表現できる環境を保障している。また、園児の思いを汲み取り、言葉を添えて個別に応じた支援を行っている。言葉かけは簡潔で理解しやすく、園児の目線に合わせて行うことで安心感を高めており、禁止や命令ではなく主体性を尊重する表現を用い、園児が意欲的に取り組めるよう個々に寄り添った教育・保育に努めている。</p>		
50	A⑤	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
		b	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
		c	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
評価機関	<p>「基本的生活習慣の年間計画」を基盤に個々の発達を把握し、家庭と連携しながら主体的に習得できるよう支援している。ミーティング等で園児の個別目標を職員間で共有し、一人ひとりに応じた援助を行っている。活動は静と動のバランスを考え、休息や水分補給を確保し、暑さや体調に応じて室内活動も取り入れており、調子の悪い園児がいる場合にも、自ら不調を伝えられる環境を整えている。ルールやマナー、生活の決まりなどは、目的や方法を園児とともに考え、取り組みを認めることで基本的生活習慣の大切さを理解できるようにしている。</p>		
51	A⑥	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。
		b	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。
		c	園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。
評価機関	<p>園舎全体を活用し、園児が自主的に遊びや生活を営める環境を整え、制作活動も一斉ではなく自由遊びの中で主体的に取り組めるよう配慮している。また、園内に多様なコーナーを設け、発達を促す玩具や援助を通じて自主的な遊びを支えている。さらに園庭や室内で体を動かせる環境を整え、運動遊びやリズム遊びを通して体を動かす楽しさを広げ、自然や季節を取り入れた遊びや栽培活動により主体的に関心を持って楽しめるようにしている。</p>		

		評価項目	評価機関
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
評価機関	該当児が在籍しないため記載せず		
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
評価機関	該当児が在籍しないため記載せず		
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。
評価機関	園児の心身の健康や生活リズムに配慮し、安定した生活を送れるよう環境を整備するとともに、主体的な活動を通じて発達や学びを促している。また友達との意見や感情の違いを経験しながら自己を表現し、関わりを深められるよう支援している。さらに、集団の中で個を尊重しつつ協力や工夫を重ね、目標を達成できる場を設けている。保護者に対しては行事参加や日常の様子発信を行い、小学校との連携では園だよりの配布、5年生の読みきかせ交流や小学校見学のほか、情報交換や申し送り会を実施している。		

		評価項目	評価機関
55	A⑩	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	評価機関	<p>障害のある園児には個別指導計画を作成し、巡回相談や関係機関と連携してモニタリングを行い、職員間で共有している。計画に基づき個々の特性に応じた援助を行い園児同士の関わりを見守りつつ成長を支援している。送迎や面談、巡回相談を通じて家庭と連携し、切れ目のない教育・保育に努めている。</p> <p>担当職員は、研修で得た知識を職員間で周知し、クラスのみならず園全体で対応、改善ができるよう努めている。他の保護者には、入園時にしおりを通じて障害のある園児への支援方法を説明している。</p>	
56	A⑪	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
c		それぞれの園児の在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	評価機関	<p>教育・保育室内には畳やソファを活用したコーナーを設け、家庭的で安心できる雰囲気の中でゆったりと遊べるよう配慮している。また、午前の活動内容を午後の担当者に申し送る体制を整え、教育・保育の継続性を確保している。食事やおやつは柔軟な時間設定とし、園児が自分のリズムで食べられるようにしている。怪我や体調、情緒面の情報は申し送りやタブレットで共有し、保護者とは送迎や面談、電話で緊密に連携している。長期休暇明けは無理なく生活リズムを整えるよう活動内容に配慮している。</p>	
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
c		小学校との連携や就学を見通した計画（接続）、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	評価機関	<p>全体的な計画に基づき、小学校との連携を踏まえて教育・保育を行っている。園児は小学校敷地の散策や授業参観を通じ学校生活を体験し、紙芝居や絵本で期待感を高めるよう工夫している。また、クラスだよりや個人面談を通じ就学に向けた取り組みを保護者に伝え、不安を抱く保護者には個別の面談を実施している。さらに、幼児教育と小学校教育を繋ぐ協議や要録を活用した申し送りを行っている。園児の成長や良さを踏まえた記録を担任が作成し、主幹保育教諭・園長が確認の上で小学校へ提出している。</p>	

評価項目		評価機関
A-2-(3) 健康管理		
58	A ⑬ 園児の健康管理を適切に行っている。	a
判断基準	a 園児の健康管理を適切に行っている。	
	b 園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c 園児の健康管理を適切に行っていない。	
評価機関	保健衛生マニュアルに基づき内科・歯科健診や発育測定を行い、結果を健康診断票やICT業務支援システムに記録している。体調変化や怪我は保護者に報告し、翌日に確認を行い、事故等は危機管理表に記入し全職員で共有している。入園・進級時には既往歴を確認し、全体会議で申し送りを行い議事録に残している。児童票や問診票を健康管理に活用し、情報はタブレット端末で共有している。保護者へは説明会や面談、懇談会等で伝達し、入園時には「入園のしおり」で情報提供を行っている。また、SIDSに関する勉強会を実施し、職員は午睡中の安全確保に努めている。	
59	A ⑭ 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
判断基準	a 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
	b 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
	c 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
評価機関	健康診断の結果は保健担当が個々の健康診断票に記録し、職員が確認できる体制としている。また、「保健衛生マニュアル」や「年間行事計画」を踏まえ、園児の健康に留意し教育・保育を行っている。さらに、健診結果表は保護者に配布し、未受診児や異常所見のあった園児には再受診を勧めている。	
60	A ⑮ アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
判断基準	a アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	
	b アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。	
評価機関	園では、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」「大量調理施設衛生管理マニュアル」「那覇市立こども園給食異物混入対応マニュアル」等を参考に、給食・アレルギー対応マニュアルを整備し、園児の状況に応じた対応を実施している。保護者には、年1回の検査に基づき指示書を提出してもらい、変更時も随時対応している。対応は医師・保護者・園長で協議し、職員へ周知している。代替食は見た目を揃え、食器やトレイで識別する工夫を行っている。さらに園内外の研修を通じて職員の理解を深め、入園時には「入園のしおり」を用いた説明や児童票での確認を行っている。	

評価項目		評価機関
A-2-(4) 食事		
61	A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。
評価機関	活動と食事の場を分け、発達に応じた食器や椅子を整え、全園児が落ち着いて食事できる環境づくりに取り組んでいる。また、絵本や食育ボード、栽培活動を通じて食への関心を高めている。さらに園児が扱いやすい食具の用意のほか、体調に応じて量を調整するなど、無理なく自らのペースで食事ができるよう配慮されている。さらにキッチン見学や調理員との交流、食育体験を取り入れ、食事を楽しめるようにしている。保護者には献立掲示や園だより、給食参観で情報を共有し、家庭との連携を深めている。	
62	A⑰	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 a
判断基準	a	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
	b	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
	c	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
評価機関	園児の発達や体調に応じて食事量や大きさを工夫するとともに、調理員や栄養士が日々の食事の様子や残量を観察し把握している。残食は日誌に記録し、給食会議を通じて献立や調理方法に反映している。毎月の調理会議では季節感や沖縄の食材、行事食を取り入れるよう配慮している。また、食事やおやつの様子を見守り、厨房前にキッチンクイズを設け、園児との交流ができるよう工夫がなされている。	
A-3 子育て支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
63	A⑱	園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 b
判断基準	a	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てができるよう家庭との連携を行っている。
	b	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てができるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。
	c	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てができるよう家庭との連携を行っていない。
評価機関	園では、保護者との情報共有を多面的に行っている。日々の伝達はICT業務支援システムの個人ノートや送迎時の会話を通じて行い、全体的な周知は入園説明会やクラス懇談会、保護者参加行事、園だより等で実施している。また、入園時には児童票や面接表をもとに家庭状況を把握し、記録に残している。さらに年4回の個人面談や随時の話し合いを行い、要望や園児の様子は専用の記録用紙にまとめている。 相談や意見は園長・主幹保育教諭に報告し、必要に応じて助言や立会いを行っている。今後は相談を受けた保育教諭等がより適切な対応ができるよう、ソーシャルワーク・カウンセリングの知識・技術の習得や外部の専門家からの助言を受けるなど、さらなる取り組みの工夫が望まれる。	

評価項目		評価機関
A-3-(2) 地域の子育て家庭への支援		
64	A⑱	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。 b
	判断基準	a 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。
		b 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
		c 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
評価機関	<p>地域との関わりについては、ホームページやパンフレット、園の看板を通じて情報提供を行い、週4日の園庭開放を実施している。市からの子育て情報は掲示板にてお知らせし、支援へ繋げている。入園や就学に関する相談には丁寧な対応を心がけ、必要に応じ関係機関へ紹介している。さらに地域清掃や行事に参加、地域住民と交流し園理解を深めてもらう取り組みとしている。</p> <p>認定こども園の特性を活かした保護者支援として預かり保育や園庭開放を行っているが、「地域に開かれた子育て支援拠点」の役割として、在園児の保護者のみならず地域の子育て世帯や関係団体との繋がりを意識した活動を視野に入れ、支援のさらなる展開が望まれる。</p>	
65	A⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 b
	判断基準	a 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
		b 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
		c 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
評価機関	<p>虐待防止に関する取り組みとして、朝の視診や着替え時の配慮により早期発見に努め、遊びや会話の様子から兆候を確認している。気になる園児がいる場合は園長や主幹保育教諭へ報告し、全体ミーティングで情報を共有している。また、「虐待防止マニュアル」を活用した勉強会により知識を深め、必要に応じ児童相談所や関係機関と連携している。マニュアルや教育・保育方針を整備・周知し、年1回の見直しと研修を通じて職員の理解と対応力を高めている。</p> <p>予防的な保護者への援助については、相談業務のほか、保護者に必要な情報や連携する機関をリスト化するなど生活面の援助に繋がる取り組みの工夫が望まれる。</p>	
A-3-(3) 園児への不適切な関わりの防止等		
66	A㉑	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。 a
	判断基準	a 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
		b 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
		c 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。
評価機関	<p>各職員および施設単位において「不適切な保育発生時の対応マニュアル」にもとづき、教育・保育実践の振り返りを実施している。また具体例を整備し、会議や勉強会で周知している。さらにクラス会議や全体会議で不適切な保育に関する学習を行い、実際の関わりに不適切な点がないか確認している。「いのちの安全教育マニュアル」等を活用し、絵本などを用いて年齢に応じた伝え方を行っているほか、園内研修や勉強会を通して周知徹底している。</p>	